

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成 25 年度版 正誤表

ページ	訂正箇所	誤	正
第 2 編 共通工事			
26	第 1 章 一般事項 第 2 節 電動機及び制御盤 1. 2. 2 制御及び操作盤 1. 2. 2. 1 制御及び操作盤	(ト) 機器に付属する制御及び操作盤の回路は、「電気設備に関する技術基準を定める省令の解釈」第 237 条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は、製造者の標準仕様とする。	(ト) 機器に付属する制御及び操作盤の回路は、「電気設備に関する技術基準を定める省令の解釈」第 181 条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は、製造者の標準仕様とする。
53	第 2 章 配管工事 第 2 節 配管付属品 2. 2. 29 シーリング材	シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）による主成分を變成シリコン系の 1 成分形のものとする。	シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）による主成分を變成シリコーン系の 1 成分形のものとする。
95 (1 刷 の み)	第 3 章 保温、塗装及び防錆工事 第 1 節 保温工事 3. 1. 5 給排水衛生設備工事の保温 表 2. 3. 5 給排水衛生設備工事の保温の種別 区分：管（継手及び弁類を含む）給湯管	施工箇所 床下、暗渠内（ピット内を含む。）	施工箇所 暗渠内（ピット内を含む。）
第 3 編 空気調和設備工事			
169	第 1 章 機材 第 9 節 全熱交換器 1. 9. 4 全熱交換ユニット 1. 9. 4. 1 一般事項	(2) 給気及び排気量が同一で、風量が、1000m ³ /h 未満は全熱交換効率 55% 以上、1000 m ³ /h 以上は全熱交換効率 60% 以上とする。	(2) 給気及び排気量が同一で、風量が、1000m ³ /h 未満は全熱交換効率 58% 以上、1000 m ³ /h 以上は全熱交換効率 60% 以上とする。
第 5 編 給排水衛生設備工事			

243	第1章 機材 第1節 衛生器具 1.1.2 衛生陶器及び 付属品 1.9.4.1 一般事項	(a)・・・JIS A 5207 (衛生 器具-便器・洗面器)・・・ (b)・・・JIS A 5207 (衛生 器具-便器・洗面器)・・・	(a)・・・JIS A 5207 (衛生 器具-便器・洗面器類)・・・ (b)・・・JIS A 5207 (衛生 器具-便器・洗面器類)・・・
247	第1章 機材 第1節 衛生器具 1.1.5 複合浴室ユニ ット	(e)・・・JIS A 5207 (衛生 器具-便器・洗面器)・・・	(e)・・・JIS A 5207 (衛生 器具-便器・洗面器類)・・・